

平成13年12月10日(月曜日)第4回定例会

出席議員(24名)

1番	佐藤清	議員	2番	松田孝	議員
3番	猪倉謙太郎	議員	4番	石川忠義	議員
5番	荒木春吉	議員	6番	安孫子市美夫	議員
7番	柏倉信一	議員	8番	鈴木賢也	議員
9番	伊藤忠男	議員	10番	高橋秀治	議員
11番	高橋勝文	議員	12番	渡辺成也	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤頴男	議員
15番	伊藤諭	議員	16番	佐藤暘子	議員
17番	川越孝男	議員	18番	内藤明	議員
19番	松田伸一	議員	20番	那須稔	議員
21番	佐竹敬一	議員	22番	遠藤聖作	議員
23番	伊藤昭二郎	議員	24番	井上勝	議員

欠席議員(0名)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	安孫子・也	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉愼一	教育委員長
奥山幸助	選管委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
宇野健雄	財政課長	安倉正人	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
安彦守	土木課長	片桐久志	都市計画課長
鹿間康	下水道課長	安達勝雄	農林課長
小松仁一	商工観光課長	尾形清一	地域振興課長
松田英彰	健康福祉課長	沖津志郎	会計課長
石川猛	水道事業所長補佐	那須義行	病院事務長
保科弘治	教育長	芳賀友幸	管理課長
草苅和男	学校教育課長	斎藤健一	社会教育課長
石山忠	社会体育課長	三瓶正博	選挙管理委員会事務局長
安孫子雅美	監査委員	布施崇一	監査委員事務局長
真木憲一	農業委員会事務局長		

事務局職員出席者

安孫子勝一	事務局長	鈴木一徳	局長補佐
丹野敏幸	庶務主査	大沼秀彦	主任

議事日程第1号 第4回定例会
平成13年12月10日(月) 午前9時30分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- " 2 会期決定
- " 3 諸般の報告
(1) 例月出納検査結果等報告について
(2) 第106回山形県市議会議長会定期総会の報告について
- " 4 行政報告
(1) 第4次寒河江市振興計画・実施計画(平成14年度～平成16年度)について
(2) 寒河江市水道施設整備計画(第4次拡張事業)について
- " 5 議第 67号 寒河江市教育委員会委員の任命について
- " 6 議案説明
- " 7 委員会付託
- " 8 質疑、討論、採決
- " 9 報告第 8号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- " 10 認第 3号 平成12年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について
- " 11 認第 4号 平成12年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- " 12 認第 5号 平成12年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- " 13 認第 6号 平成12年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- " 14 認第 7号 平成12年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- " 15 認第 8号 平成12年度寒河江市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- " 16 認第 9号 平成12年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- " 17 認第 10号 平成12年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について
- " 18 認第 11号 平成12年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定について
- " 19 議第 68号 平成13年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)
- " 20 議第 69号 平成13年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計補正予算(第3号)
- " 21 議第 70号 平成13年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- " 22 議第 71号 平成13年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- " 23 議第 72号 平成13年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- " 24 議第 73号 平成13年度寒河江市立病院事業会計補正予算(第1号)
- " 25 議第 74号 平成13年度寒河江市水道事業会計補正予算(第1号)
- " 26 議第 75号 寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- " 27 議第 76号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について
- " 28 議第 77号 新寒河江温泉給湯条例の制定について
- " 29 議第 78号 寒河江市歩行者専用自由通路の設置及び管理に関する条例の制定について

- " 30 議第 79号 寒河江市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
 - " 31 議第 80号 寒河江市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
 - " 32 請願第 5号 WTO次期交渉における公正で公平な貿易ルールの確立を求める決議及び政府への意見書提出に関する請願
 - " 33 陳情第 2号 健康保険本人3割負担および高齢者医療の対象年齢引き上げ反対に関する陳情
 - " 34 議案説明
 - " 35 監査委員報告
 - " 36 質 疑
 - " 37 予算特別委員会設置
 - " 38 決算特別委員会設置
 - " 39 委員会付託
- 散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前9時30分

佐藤 清議長 おはようございます。これより平成13年第4回寒河江市議会定例会を開会いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本定例会の運営については、12月5日に開催されました議会運営委員会で審議されております。

本日の会議は議事日程第1号によって進めてまいります。

会議録署名議員の指名

佐藤 清議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において8番鈴木賢也議員、19番松田伸一議員を指名いたします。

会期決定

佐藤 清議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会の審議結果に基づき、本日から12月20日までの11日間といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、会期は11日間と決定いたしました。

第4回定例会日程

平成13年12月10日(月)開会

月 日	時 間	会 議		場 所
12月10日(月)	午前9時30分	本 会 議	開会、会議録署名議員指名、会期決定、諸般の報告、行政報告、教育委員会委員任命議案上程、同説明、質疑・討論・採決、議案・請願・陳情上程、同説明、監査委員報告、質疑、予算特別委員会設置、決算特別委員会設置、委員会付託	議 場
		本会議終了後	予算特別委員会 付託案件審査	議 場
12月11日(火)	休 会			
12月12日(水)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
12月13日(木)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
12月14日(金)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
12月15日(土)	休 会			
12月16日(日)	休 会			
12月17日(月)	午前9時30分	総務委員会 分科会	付託案件審査	第2会議室
		文教経済委員会 分科会	付託案件審査	第4会議室
		厚生委員会 分科会	付託案件審査	議会図書室
		建設委員会 分科会	付託案件審査	2階会議室
12月18日(火)	午前9時30分	決算特別委員会	付託案件審査	議 場
12月19日(水)	休 会			
12月20日(木)	午前9時30分	予算特別委員会	付託案件審査	議 場

	予算特別委員会 終了後	本 会 議	議案・請願・陳情上程、委 員長報告、質疑・討論・採 決、閉会	議 場
--	----------------	-------	--------------------------------------	-----

佐藤 清議長 市長より発言の申し出がありますので、これを許します。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 私から発言をさせていただきます。

ネーションズ・イン・ブルーム2001において銀賞を受賞したことについて御報告申し上げます。

本市は、「花と緑・せせらぎで彩るまちづくり」を市民、企業、団体、行政が一体になって推進しております。この実績が認められ、本年7月には緑化推進功労内閣総理大臣表彰を受賞したところでありますが、このほど11月29日から12月3日まで中国深・市で開催された第6回ネーションズ・イン・ブルーム2001、花と緑の都市づくり国際コンクールに参加いたしました。助役以下担当者が景観の向上、文化遺産の管理、環境に敏感な実務、コミュニティの関与、将来の計画などのテーマで本市が取り組んでいる美しいまちづくりについて発表してまいりました。

審査結果は、人口区分B、人口規模が1万から5万人の中で、シルバーアワード銀賞の榮譽に輝きました。日本からは本市が唯一の参加で、同人口区分で入賞したのは初めてであります。国際的にも高く評価され、市民の皆さん、関係機関に心から感謝いたしております。

今後においても、なお一層景観に配慮した気品のあるまちづくりを進めてまいりたいと思っておりますので、御支援、御協力をお願い申し上げます。

以上です。(拍手)

諸般の報告

佐藤 清議長 日程第3、諸般の報告をいたします。

例月出納検査結果等の報告について、第106回山形県市議会議長会定期総会の報告について、このことにつきましては、お手元に配付しておりますプリントによって御了承願います。

行政報告

佐藤 清議長 日程第4、行政報告であります。

第4次寒河江市振興計画・実施計画（平成14年度～平成16年度）について、寒河江市水道施設整備計画（第4次拡張事業）について、市長から報告を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 第4次寒河江市振興計画の実施計画及び寒河江市水道事業施設整備計画（第4次拡張事業）について御報告申し上げます。

実施計画につきましては、毎年ローリング方式で策定しておりますが、このたび平成14年度から平成16年度までの3カ年について計画したものであります。

水道事業施設整備計画につきましては、平成13年度から平成26年度までの14年間にわたる第4次拡張事業として計画したものであります。各計画の内容につきましては、去る11月20日の全員協議会において御協議いただいておりますので、それにより報告にかえさせていただきます。

以上です。

佐藤 清議長 ただいまの行政報告中、第4次寒河江市振興計画・実施計画（平成14年度～平成16年度）について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、寒河江市水道施設整備計画（第4次拡張事業）について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議案上程

佐藤 清議長 日程第5、議第67号を議題といたします。

議案説明

佐藤 清議長 日程第6、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 議第67号寒河江市教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

教育委員会委員のうち山内好子委員が、本年12月15日をもって任期満了となりますので、引き続き任命いたしたく提案するものであります。よろしく御審議の上、御同意くださるようお願い申し上げます。

以上です。

委員会付託

佐藤 清議長 日程第7、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第67号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第67号については、委員会付託を省略することに決しました。

質疑、討論、採決

佐藤 清議長 日程第8、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第67号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第67号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第67号はこれに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第67号はこれに同意することに決しました。

議案上程

佐藤 清議長 日程第9、報告第8号から日程第33、陳情第2号までの25案件を一括議題といたします。

議案説明

佐藤 清議長 日程第34、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 初めに、報告第8号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について御説明申し上げます。

本年7月11日午前6時ころ、市道陣ヶ峯線の横断側溝のグレーチングが外れ、車両に損害を与えたことについて、この損害の示談書を取り交わすに当たり、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので御報告申し上げます。

次に、決算の認定について御説明申し上げます。

平成12年度寒河江市一般会計歳入歳出決算並びに8件の特別会計歳入歳出決算について、地方自治法の定めるところにより監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

最初に、認第3号平成12年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

平成12年度の国の経済状況は、雇用、設備の調整の進展度合いや海外経済の動向など不確定要素が多い中で、経済新生対策を初め必要な諸施策を推進することにより、年度後半には本格的回復軌道に乗ると見込まれていましたが、依然として景気の低迷が続き、地方財政を取り巻く環境は極めて厳しい状況にありました。

このような中で、当年度は本市の中長期的な財政運営を視野に入れた上で、財政の健全化維持を基調として第4次寒河江市振興計画に掲げる主要なプロジェクトに積極的に取り組み、自然と環境に調和する美しい交流拠点都市の実現に向け、市民生活関連事業を初め都市基盤の整備、教育文化、少子・高齢社会に向けた福祉施策の充実、農業及び商工業の経営基盤の強化を図るなど、市民福祉の向上と活力あるまちづくりの推進に努めてまいりました。

財政面では、自主財源の伸びが期待できない厳しい状況でありましたが、行財政改革を積極的に進め、また高利率債の繰上償還の継続的な実施などによる歳出の抑制及び国庫補助制度や有利な地方債の活用などによって、歳入の確保を図り限られた財源の重点的かつ効率的な配分を行い、財政運営の健全化に努めました。

以下、決算の概要を申し上げます。

伸び率については、前年度対比で申し上げます。一般会計の決算額は歳入では0.4%伸びの156億7,606万6,056円、歳出では0.3%減の150億5,868万7,365円となり、形式収支で6億1,737万8,691円、繰越明許費に係る繰り越しすべき一般財源2,896万7,000円を差し引いた実質収支は5億8,841万1,691円の黒字決算となりました。

剰余金の処分につきましては、基金条例の規定により財政調整基金に2億9,500万円、減債基金に3,000万円を積み立て、残る2億6,341万1,691円は翌年度に繰り越しいたしました。

次に、歳入の主な内容を申し上げます。

市税は、市民税の個人分につきまして景気低迷などの影響から3.1%の減となり、さらに固定資産税においても評価がえの影響などから5.1%の減となったことにより、市税全体の収入でも2.5%減の50億2,463万8,537円となりました。

地方譲与税は4.2%伸びの1億5,087万9,000円となり、地方消費税交付金は3.1%伸びの4億2,620万円、地方特例交付金は38.2%伸びの1億6,087万6,000円となりました。

また、利子割交付金については、高利の郵便貯金が満期を迎えたことから319.3%伸びの1億5,560万円となりました。

そのほか、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び交通安全対策特別交付金の収入総額は9,384万5,000円となりました。

地方交付税の普通交付税においては、臨時経済対策枠により基準財政需要額が伸びたものの、基準財政収入額の伸びがそれを上回ったために2.0%減の43億 2,750万 2,000円となりました。

一方、特別交付税が7.6%伸びの6億 9,111万 6,000円となりましたが、地方交付税全体としては0.8%減の50億 1,861万 8,000円となりました。

分担金及び負担金は、保育所運営費負担金が主なものでありますが、介護保険導入により老人ホーム入所措置負担金が減額となったために40.4%の大幅な減の1億 6,492万 2,433円となりました。

使用料及び手数料は、市営住宅使用料、市民浴場使用料、幼児学級使用料、道路占用料、住民基本台帳手数料、諸証明手数料が主なものであり、1.0%減の1億 4,696万 7,450円となりました。

国庫支出金は、介護保険円滑導入臨時特例交付金及び地域振興券交付事業費補助金が廃止され、さらに老人福祉関係負担金などの減額のために12.8%減の10億 9,588万 8,396円となりました。

県支出金は、農業施設整備費補助金の減額などにより8.6%減の4億 9,046万 4,789円となりました。

財産収入は342.1%増の6,951万 8,194円となりましたが、大幅な増額の要因は中心市街地活性化センターの設置により、テナント料などを新たに収入したためであります。

寄附金は371万 1,432円となりました。

繰入金には財政調整基金から3億 5,000万円繰り入れしたことなどから、690.4%増の3億 9,898万 3,935円となりました。

繰越金の2億 6,370万 9,274円は平成11年度決算に伴う剰余金であります。

諸収入は貸付金元利収入4億 6,610万 7,711円、雑入1億 1,285万 8,379円が主なものであり、14.8%減の6億 998万 4,616円となりました。

市債は市民税減税補てん債6,070万円、臨時特例借換債1億 3,820万円、道路橋りょう債5億 505万 9,000円、都市計画債2億 2,290万円など、総額で14億 125万 9,000円となりました。

以上、歳入総額では0.4%伸びの156億 7,606万 6,056円となりました。

次に、歳出について申し上げます。

義務的経費であります人件費は、介護保険特別会計への移行分もあり2.9%減の31億 6,059万 6,990円となりました。

物件費は中心市街地活性化センター分が新たに加わったことなどにより9.0%伸びの14億 8,227万 7,466円となりました。

維持補修費については、除雪経費の増額と中心市街地活性化センターの新設などにより35.7%と大幅に伸び、3億 7,224万 6,251円となりました。

扶助費は、介護保険への移行などにより40.4%の大幅な減となり、8億 4,965万 5,924円となりました。

補助費等は地域振興券交付事業が終了したことなどにより、2.7%減の17億 9,864万 5,885円となりました。

投資的事業費は、普通建設事業において中心市街地活性化センター整備事業を新たに実施したことなどにより、26.7%の伸びとなり、その結果、総額でも27.0%伸びの27億 6,301万 3,431円となりました。

公債費については、公営企業金融公庫からの高利率債の借りかえを1億 3,820万円、縁故債の繰上償還を2億 1,907万 6,000円、それぞれ実施したことなどにより9.1%伸びの22億 5,160万 3,665円となりました。

積立金は1,048万 6,345円で、97.7%の大きな減となりましたが、これは介護保険円滑導入基金積立金、少子化対策基金積立金及び財政調整基金積立金が大幅な減額となったことによるものであります。

貸付金は地域総合整備資金貸付金の増額などにより、5.6%伸びの5億 6,835万 8,000円となりました。

繰出金は17億 9,892万 3,768円で、7.1%の伸びとなりましたが、主なものは駅前中心市街地整備事業特別会計に3億 5,625万 5,773円、公共下水道事業特別会計に9億 2,711万 5,422円、介護保険特別会計に2億 2,257万 9,952円などです。

以上の結果、歳出総額は 0.3%減の 150億 5,868 万 7,365円となりました。

次に、認第 4 号平成12年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

駅前中心市街地整備事業は、交流拠点にふさわしいまちづくりとして都市軸の形成と都市機能の充実、商業施設の再編などによりにぎわいと魅力、品格ある中心市街地を形成しようとするものであります。

平成12年度は、寒河江駅前地区の地区計画を策定するとともに J R 駅舎を含む地区内建物移転及び駅前広場、道路築造工事などを行い、事業の促進を図ったところであります。

以下、決算の大要を申し上げます。

歳入決算額は24億 4,046万 3,773円、歳出決算額は23億 8,532万 1,773円となり、歳入歳出差引残額は 5,514万 2,000円となりました。

歳入の主なものは、国庫支出金 4 億 9,375万1,000 円、県支出金 1,100万円、一般会計繰入金 3 億 5,625万 5,773円、市債14億 5,479万円などであります。

歳出の主なものは、建物等移転補償費19億 8,713万 8,260円、工事請負費 1 億 2,926万625 円、委託料 7,537万 7,773円などであります。

次に、認第 5 号平成12年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

下水道は、公共用水域における水質保全や安全で快適な生活環境づくりに重要な役割を担っており、計画的な整備と利用促進に努めております。平成12年度は、仲田地内の幹線管渠を初め石持、内の袋、船橋町、高田、新山、島、日田地内などの枝線管渠を整備して処理区域の拡大を図るとともに、特定環境保全公共下水道事業により、三泉地区の整備を進めており、これらを合わせた平成12年度污水管渠の整備延長は6,333 メートル、整備面積25ヘクタールとなるものであります。

また、年々増加する流入汚水の安定した処理を図るため処理場施設の増設を行ったところであります。

以下、決算の大要を申し上げます。

歳入決算額は29億 3,265万 5,207円、歳出決算額は29億 2,755万 5,207円となり、歳入歳出差引残額は 510万円となりました。

歳入の主なものは使用料 3 億 5,618万 8,598円、国庫補助金 5 億 4,164万 9,391円、市債 10億 700万円、一般会計繰入金 9 億 2,711万 5,422 円などであります。

歳出の主なものは、管渠建設費11億 7,136万3,293 円、水処理、汚泥処理等の浄化センター管理費 1 億 9,128万 7,172円、施設増設等の浄化センター建設費 3 億 5,563万 3,129円、公債費10億 9,327万 7,534円などであります。

次に、認第 6 号平成12年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

幸生地区の簡易水道事業については、良質な水の安定供給を推進するとともに、効率的な事業の執行に努めてまいりました。

以下、決算の大要を申し上げます。

歳入歳出決算額ともに 818万 2,874円で、歳入歳出差引残額はありません。歳入の主なものは使用料 501万 1,982円、一般会計繰入金 316万 3,730円であり、繰入金は前年度に比べ 2 万2,432 円の減となっております。

歳出は、総務管理費 182万 8,334円で、前年度に比べ 3 万 6,471円の減、公債費は前年度と同額の 635万 4,540 円となりました。

次に、認第 7 号平成12年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

国民健康保険事業は、景気の低迷や高齢化が進む中で、国民皆保険制度を支える地域医療保険として市民の健康維持増進を本旨としながら、医療費の適正化、保健事業などの充実を図り効率的な運営に努めてまいりました。

また、平成12年度は介護保険制度の実施により、従来の医療給付費に係る国民健康保険税とあわせ第 2 号被保険者の介護納付金分を賦課徴収するとともに、新たに介護納付金を納付してまいりました。

以下、決算の概要を申し上げます。

歳入決算額は26億 8,766万 2,129円、歳出決算額は26億 3,280万 4,779円で、歳入歳出差引残額 5,485万 7,350円のうち給付基金条例の規定により 672万 7,000円を基金に編入し、残る4,813万 350円は翌年度に繰り越しました。

歳入の主なものは国民健康保険税10億 8,863万 3,360円、国庫支出金 8億 6,261万 2,359円、療養給付費交付金 4億 249万 5,000円、一般会計繰入金 1億 971万 720円、繰越金 1億 6,081万 261円などです。

歳出の主なものは、保険給付費17億 8,142万7,830円、老人保健拠出金 5億 401万 1,550円、介護納付金 1億 3,373万 1,875円などです。

次に、認第8号平成12年度寒河江市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

老人保健については、老人保健法の趣旨にのっとり老人医療の給付を行ってまいりました。平成12年度は、介護保険制度の実施により施設療養費等が介護保険へ移行したものの、受給対象者の伸びにより医療諸費は対前年比で2.4%の減にとどまっております。

以下、決算の概要を申し上げます。

歳入決算額は36億 2,870万 6,649円、歳出決算額は36億 555万 1,647円で歳入歳出差引残額は 2,315万 5,002円となりました。

歳入の主なものは、支払基金交付金25億 4,088万 1,448円、国庫支出金 7億 2,465万 4,469円、県支出金 1億 7,993万 9,302円、一般会計繰入金 1億 8,009万 5,143円などです。

歳出の主なものは医療諸費35億 9,595万 4,755円です。

次に、認第9号平成12年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

平成12年度からスタートした介護保険事業につきましては、老人保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づき制度の円滑な運営と保健福祉サービスの充実向上に努めてまいりました。その結果、平成13年3月現在の第1号被保険者数は1万12人で、介護サービスの利用は制度施行前と比較すると大幅な伸びを示し順調に経過したところであります。

以下、決算の概要を申し上げます。

歳入決算額は14億 513万 3,315円、歳出決算額は13億 4,902万 9,036円で、歳入歳出差引残額は 5,610万 4,279円となりました。

歳入の主なものは支払基金交付金 4億 338万2,000円、繰入金 4億 5,255万 8,952円、国庫支出金 3億 2,671万 5,200円、県支出金 1億 4,864万 6,694円などです。

歳出の主なものは保険給付費11億 8,917万 3,557円、総務費 7,998万 6,458円、基金積立金7,155万 8,094円などです。

次に、認第9号平成12年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

介護認定審査につきましては、本市及び西村山地域4町で寒河江市西村山郡介護認定審査会を共同設置したところであり、その円滑な運営に努め、審査判定業務の公平性の確保と効率化を図ってまいりました。

審査判定会議は188回開催し、延べ4,779件を判定しました。そのうち本市分は1,746件でありました。

以下、決算の概要を申し上げます。

歳入決算額は 2,462万 5,673円、歳出決算額は 2,434万 8,740円で歳入歳出差引残額は27万6,933円となりました。

歳入の主なものは分担金及び負担金 1,597万6,000円、本市介護保険特別会計からの繰入金864万 7,000円などです。

歳出の主なものは、介護認定審査会委員等報酬 1,847万 1,364円、委託料 145万 4,000円、使用料及び賃借料

132万 8,363円などであります。

次に、認第11号平成12年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

各財産区とも山林の保護育成など財産管理に努めてまいりました。

以下、決算の概要を申し上げます。

歳入決算額は 171万 4,688円、歳出決算額は 135万 9,887円で、歳入歳出差引残額35万 4,801 円となりました。

財産区ごとの歳入決算額は、高松財産区 121万 9,451円、醍醐財産区26万 5,955円、三泉財産区22万 9,280円です。

歳出決算額は、高松財産区 107万 7,270円、醍醐財産区10万 2,503円、三泉財産区18万 114円です。

以上、各会計ごとの決算について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御認定くださいますようお願い申し上げます。

次に、議第68号平成13年度寒河江市一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、国民健康保険特別会計繰出金や除雪経費の追加を初め文化センター冷房設備整備事業費及び公債費負担を抑制するための高利率債の繰上償還費等を計上するものであります。その結果、1億 3,519万 1,000円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ 155 億 3,136万 3,000円となるものであります。

以下、その概要について御説明申し上げます。

第2款総務費については、来年2月に完成が予定される寒河江市歩行者専用自由通路の維持管理経費として 235万 2,000円を計上するのが主なものであります。

第3款民生費については、国民健康保険特別会計繰出金に 1,084万 9,000円、知的障害者施設措置費に 500万円、児童手当交付金返還金 に 530万円、保育所臨時職員等賃金に 1,011万2,000 円を追加計上するのが主なものであります。

第6款農林水産業費については、中山間地域等直接支払交付金に 343万 6,000円、農道除雪に伴う特殊車両借上料に 160万円を追加計上するほか、水田作付体系転換緊急推進事業費補助金として 380万円を計上するのが主なものであります。

第7款商工費については、緊急雇用対策事業として本町駐車場整理業務委託料に 264万 6,000 円を計上するほか、最上川ふるさと総合公園維持管理経費に 336万 1,000円を追加計上するのが主なものであります。

第8款土木費については、除雪経費に 6,745万 6,000円、公共下水道事業特別会計繰出金に787 万円を追加計上するほか、駅前中心市街地整備事業特別会計繰出金を1億 3,990万 3,000円減額するのが主なものです。

第10款教育費については、緊急雇用対策事業として学校図書活用教育促進事業費に 170万円、高松小学校用地購入費に 1,640万 1,000円、文化センター冷房設備整備事業費に 6,000万円を計上するのが主なものであります。

第12款公債費については、市町村職員共済組合から借り入れた高利率債の繰上償還として 7,776 万 6,000円を計上するものであります。

また、国家公務員等の給与改定に準ずる特別職及び一般職の職員の給与改定等により、人件費を 1,425万 5,000円減額するものであります。

これら歳出予算に対する歳入については、国庫支出金 2,479万 3,000円、諸収入 780万 6,000 円、市債 9,410万円などの追加で対応することにいたしました。

第2表地方債補正については、文化センター整備事業を追加し、減税補てん債、臨時財政対策債、街なみ環境整備事業の限度額をそれぞれ変更するものであります。

次に、議第69号平成13年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、都市再生土地区画整理事業の追加内示等に伴い、事業費を追加計上するとともに歳入予算の調整等を行うものであります。その結果、1億 8,739万 7,000円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ45億 6,123万 9,000円となるものであります。

以下、その大要について御説明申し上げます。

歳出予算については、補償補てん及び賠償金に1億 4,400万円、土地開発公社からの買い戻しによる公共施設充当用地取得費に1,800万円、営業補償調査及び建物等移転補償費再積算業務委託料等に2,400万円をそれぞれ追加計上するのが主なものであります。

この歳出予算に対する歳入予算については、国庫支出金 8,100万円、県道路整備負担金 2,700万円を追加し対応するとともに、後年度普通交付税に算入なる有利な市債を2億 1,930万円追加することにより、一般会計繰入金 を1億 3,990万 3,000円減額するものであります。

第2表地方債補正については、市街地整備事業債の限度額を変更するものであります。

次に、議第70号平成13年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、人事異動等による給与等経費及び汚泥量の増加に伴う汚泥処分業務委託料等を追加計上するものであります。その結果、817万円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ29億 4,107万円となるものであります。

以下、その大要について御説明申し上げます。

歳出予算については、人事異動等に伴い建設総務費に247万円、汚泥処分業務委託料として500万円をそれぞれ追加計上するとともに、浄化センター建設費と管渠建設費との調整を図るのが主なものであります。

この歳出予算に対する歳入については、一般会計繰入金 787万円、市債30万円を追加し対応するものであります。

第2表の地方債補正については、公共下水道事業債の限度額を変更するものであります。

次に、議第71号平成13年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、国家公務員等の給与改定に準ずる一般職員の給与改定及び人事異動等に伴う給与等経費84万 4,000円を減額するとともに、一般被保険者療養給付費 3,390万円、退職被保険者等療養給付費 8,820万円及び高額療養費の追加等、所要の補正を行うものであります。

これら歳出予算に対する歳入については、国民健康保険税 2,880万円を減額し、療養給付費交付金1億 1,360万円、一般会計繰入金 1,084万 9,000円、給付基金繰入金 6,368万 2,000円の追加等で対応することといたしました。

その結果、歳入歳出それぞれ1億 5,801万 5,000円の追加となり、歳入歳出予算の総額は28億 7,801万 5,000円となるものであります。

次に、議第72号平成13年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、国家公務員等の給与改定に準ずる一般職員の給与改定及び人事異動等に伴う給与等経費70万円を追加計上するとともに、各保険給付費の過不足を調整しようとするものであります。

これに対する歳入予算につきましては、繰越金を追加計上し対応するものであります。

その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ18億348万 7,000円となるものであります。

次に、議第73号平成13年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、国家公務員等の給与改定の取り扱いに準じ給与等経費 209万 5,000円を減額しようとするものであります。

その結果、予算総額は収益的収入26億 2,641万 6,000円、収益的支出26億 2,432万 1,000円となるものであります。

次に、議第74号平成13年度寒河江市水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、国家公務員等の給与改定に準ずる水道企業職員の給与改定及び人事異動等に伴う給与等経費37万 6,000円を収益的支出に追加計上しようとするものであります。

その結果、予算総額は収益的収入で12億 7,216万 8,000円、収益的支出で10億 8,963万7,000円となるものであります。

次に、議第75号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

国家公務員等の給与改定の取り扱いに準じ、本市の職員について期末手当の支給割合を改正するとともに、特例一時金の支給について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第76号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

一般職の給与改定の取り扱いに準じ、特別職の期末手当の支給割合について改正しようとするものであります。

次に、議第77号新寒河江温泉給湯条例の制定について御説明申し上げます。

新寒河江温泉をチェリークア・パーク地内の施設に給湯するため、本条例を制定しようとするものであります。

次に、議第78号寒河江市歩行者専用自由通路の設置及び管理に関する条例の制定について御説明申し上げます。

寒河江市歩行者専用自由通路の整備に伴い、当該施設の設置及び管理に関する条例を制定しようとするものであります。

次に、議第79号寒河江市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本市の字の名称変更に伴い、給水区域の名称の一部を改称するとともに将来の水需要の増大に的確に対応し、本市水道の安定供給に資することを目的とした第4次拡張事業を実施するための水道事業経営変更認可申請を行うに当たり、計画給水人口及び計画1日最大給水量、計画1人1日最大給水量を変更しようとするものであります。

次に、議第80号寒河江市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

国家公務員等の給与改定の取り扱いに準じ、特例一時金の支給について所要の改正をしようとするものであります。

以上、13議案を御提案申し上げましたが、よろしく御審議の上、御可決くださるようお願い申し上げます。

以上です。

監査委員報告

佐藤 清議長 日程第35、監査委員報告であります。

なお、詳細につきましては、後日開会されます決算特別委員会において報告を求めるとし、この際、簡略にお願いします。安孫子監査委員。

〔安孫子雅美監査委員 登壇〕

安孫子雅美監査委員 監査委員を代表いたしまして、私から平成12年度寒河江市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算審査の結果について御報告を申し上げます。

第1、審査の対象となりました会計等は、平成12年度寒河江市一般会計歳入歳出決算、同じく寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計歳入歳出決算、同じく寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、同じく寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算、同じく寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、同じく寒河江市老人保健特別会計歳入歳出決算、同じく寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算、同じく寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算、同じく寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算、以上9会計並びに実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況についてであります。

第2、審査の方法であります。平成13年8月30日付をもって市長から審査に付された平成12年度寒河江市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書及び附属書類並びに基金の運用状況を示す書類が法令に従って処理されているか、予算の執行が適正であるか、計数が正確であるかについて、関係諸帳簿、証拠書類等々照合調査するとともに、必要に応じ関係職員の説明を聴取する方法によって審査をいたしました。

第3、審査の結果でございますが、審査に付された各会計の決算及び附属書類は、関係法令に従って作成されており、計数的に正確であり、予算の執行についても適正であると認められました。

また、各基金はそれぞれの設置目的に沿って運用されており、決算における計数は正確で、その執行は適正であると認められました。

以上、平成12年度寒河江市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算を審査した結果について、その大要を御報告申し上げますが、詳細につきましては後日開かれます決算特別委員会におきまして御報告申し上げることを御了承願ひまして報告を終わらせていただきます。

以上です。

質 疑

佐藤 清議長 日程第36、これより質疑に入ります。

報告第8号に対する質疑はありませんか。川越議員。

川越孝男議員 この事故は通行中にバンと外れたということのようでありますけれども、その原因と、どういう原因かによってでありますけれども、再発防止のための対策というものはどのようにとられているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

佐藤 清議長 土木課長。

安彦 守土木課長 今の質問にお答えいたします。

この事故の原因と再発防止をいかに考えているかということですが、原因はグレーチングが、溝ぶたで格子状になっているふたですけれども、老朽化いたしまして靱性がなくなったとか、はねやすくなっていたというふうな状況にあったと思われます。通行車のスピードいかにあるんでしょうけれども、そういうことではね上がって車が傷ついてしまったというふうに思われました。

再発防止については、新しく取り外しましてコンクリートぶたに設置し直ししております。

あと、類似するふた等については、一部全面入れかえをしたところもあります。

以上であります。

佐藤 清議長 ほかにございせんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第3号に対する質疑はありませんか。内藤議員。

内藤 明議員 監査委員にお尋ねをしたいというふうに思いますが、認第3、第4についてもわたりますが、公債費比率が17.3%というふうになっておりますが、それでこの公式でありますいわゆる標準財政規模分の公債費元利償還金、このそれぞれの指数をずっと見たんですが、どうしてもこの17.3%にならない。分子、分母の数字をちょっと教えていただきたいというふうに思います。

佐藤 清議長 監査委員。

安孫子雅美監査委員 基準財政収入額と、それから基準財政需要額につきましてでございますけれども、この数字につきましては私どもが出す数字ではなくて財政課からいただいた数字になっておりますので、財政課長から正確な数字をお答えした方がよろしいかと思ひます。

佐藤 清議長 財政課長。

宇野健雄財政課長 公債費比率の分子と分母の数字というようなことでございますのでお答えいたします。

最初に分母の方ですけれども、標準税収入額が56億 3,079万 7,000円になります。これに普通交付税が43億 2,750万 2,000円、これから需要額の公債費に算入された額を引きます。この数字が2億 1,695万 2,000円という形で分母の数字が97億 4,134万 7,000円となります。

分子ですけれども、充当した一般財源の額が19億 324万 5,000円、これから分母と同様に公債費に算入された額2億 1,695万 2,000円を引きます。そうしますと分子の数字が16億 8,629万 3,000円となります。

これを割ってパーセントにしますと17.3%となります。

佐藤 清議長 内藤議員。

内藤 明議員 この意見書なんです、要するに今の財政課長から報告されたものだと多分そういうふうになるだろうというふうに私も思うんですが、この公式では単純に計算できないのではないかとこのように思うんですが、その点についてどういうふうにお考えになりますか。

佐藤 清議長 監査委員。

安孫子雅美監査委員 ちょっと御質問の内容が理解できませんので、もうちょっと詳しくお願いできませんでしょうか。

佐藤 清議長 内藤議員。

内藤 明議員 ウの公債費比率の公式がありますね。標準財政規模分の公債費元利償還金掛ける 100とあります。この公式では17.3%というふうにならないのではないですかということをお願いしているんです。

先ほど財政課長が言ったのとこの公式は違うでしょう。

佐藤 清議長 代表監査委員。

安孫子雅美監査委員 言葉としては、正確には、詳しくは財政課長が申し上げたような算式になりますけれども、それをそのままここに書きますと非常に専門家というか、そういう方々しか理解できないような形になりますので、比較的わかりやすい表現という意味でこういう形を私の方ではとらせていただいております。

佐藤 清議長 内藤議員。

内藤 明議員 何回も言うようで恐縮ですが、専門的になるというふうに言われますけれども、ここで示されました資料というのは私どもが見るわけです。それでどういうふうな数値でなったのかというふうにはやはり計算してみるわけです。単純に17.3%というふうに書かれましてもなかなか理解できない。したがって、先ほど財政課長が示したような数値をぜひ入れていただきたいというふうに思うんですが、監査委員の御見解を求めたいと思います。

佐藤 清議長 安孫子監査委員。

安孫子雅美監査委員 意見書の5ページの下から4行目に私の方の注書きという形で、次に示す指数等の計算式は骨格項目であるというお断りをしてありますとあり、先ほど申し上げたことの内容でございますけれども、今、議員から御提案がありました中身につきましては、十分検討させていただいて、詳しく書くかどうかということにつきましては、来年度の宿題にさせていただきたいと思います。

佐藤 清議長 ほかにございませんか。伊藤 諭議員。

伊藤 諭議員 何点かお尋ねをしたいというふうに思いますが、最初に、2款1項5目の公共施設の用地の賃借契約についてですけれども、ハートフルセンター第2駐車場など土地の賃借料として543万2,528円が報告されておりますけれども、この内訳と、それからハートフルの駐車場につきましては、この前、清水家具さんの跡地を市で購入して駐車場に使うんだということになっているわけでありまして、こういうふうになるとこのハートフルセンターの第2駐車場は、平成14年度は清水家具跡地を買って、駐車場が利用できるようなになれば unnecessary ではないかというふうに思いますが、その辺の考え方についてお尋ねをしたいというふうに思います。

2点目が、2款1項第10目中心市街地活性化センターの維持管理費の関係でありますけれども、6,390万2,496円、こういう.....

佐藤 清議長 ページ数を教えてください。

伊藤 諭議員 だから2款1項第10目です。26ページです。

その6,390万2,496円の内訳、中心市街地活性化センターの維持管理の内訳についてお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、4款1項第4目です。公害の苦情処理ということで、大気汚染が4件の苦情処理があったというふうに報告されておりますけれども、この場所、どういう苦情があったのかということと、その対処についてお尋ねをしたいというふうに思います。

それから最後に、商工費関係でお尋ねをしたいんですが、中国パールが民事再生法の申請をしてからやや時間が経過をしておるわけでありまして、市内の債権者の話を聞きますと債権の確定の申告をしたんですが、その後何の通知もないというお話でありました。市当局としては、この中国パールについて市としても債権を持っているわけでありまして、その後、どのような動向になっているのか、その辺についてお尋ねをしたいというふうに思います。

以上です。

佐藤 清議長 財政課長。

宇野健雄財政課長 ハートフルセンターの第2駐車場につきましては、月15万円、年間180万円でお借りしております。契約が平成20年までの契約期間になっております。その駐車場を見込みましてなおかつ不足するというようなことで、今回隣の土地を求めたのでありますので、第2駐車場についての契約を変更するというふうなことについては考えておりません。

佐藤 清議長 商工観光課長。

小松仁一商工観光課長 お答えいたします。

中心市街地活性化センターの維持管理費の事業費の内訳ですけれども、光熱費が2,768万1,357円、あと委託料の方ですが4,180万3,960円というふうになっております。

佐藤 清議長 地域振興課長。

尾形清一地域振興課長 一番最後の中国パールの再生計画の状況についてということについてお答えします。

寒河江市については、土地について8月13日に再生計画が組まれる前に買い戻したわけでありまして、寒河江市としては現在債権はないと思っております。

それで、通知は今のところ何にも寒河江市の方に入っておりません。

聞くところによりますと再生計画がまだ整っていないと、裁判所の方に提出されていないという段階であると聞いております。

佐藤 清議長 生活環境課長。

石山 修生活環境課長 大気汚染の4件の件について御質問がありましたのでお答えいたします。

場所はそれぞれまちの中とか各地区に散らばっております。1件は事業者が残り物、余った物とか、出たくず、廃棄物等を焼いているということがございます。あと1件は個人の住宅でゴミを焼いていると。あと1件は焼き物窯の煙がひどいと。もう1件は畑で枝、伐採したものを燃やしているという4件でございます。それぞれうちの職員とか、あと村山保健所の職員とか同行しながら廃棄物の適正な処理について指導を行ってきております。

以上です。

佐藤 清議長 伊藤 諭議員。

伊藤 諭議員 ハートフルの駐車場の関係ですけれども、平成20年まで契約をされているということなんですが、この新しい駐車場ができれば今までお借りをしていた駐車場が必要なかどうかということ、必要でないとすれば契約を解除するとか、そういう方法もあるのではないかとこの辺について再度お尋ねをしたいというふうに思います。

それから、フローラ・SAGAEの関係でありますけれども、光熱費、あるいは工事関係の委託料と言ったのかどうか、多分委託料だというふうに思いますけれども、この委託料の内訳を再度お尋ねをしたいというふうに思います。

公害関係についてはわかりました。

それから、中国パールの関係ですけれども、市では現在のところ債権がない、こういうことでありましたけれども、今まで議論した過程では税金関係、これがあつたのではないかとこの辺に私は記憶しているんですが、その辺が全部完納されたということなのかどうか、その辺もう少し詳しくお尋ねをしたい。民事再生法を申請した段階では固定資産税ほか、市の債権があつたというふうに記憶しているんですが、その辺についてももう少し詳しくお尋ねをしたいというふうに思います。

佐藤 清議長 財政課長。

宇野健雄財政課長 駐車場の件につきましては、新しい駐車場をこれから整備して、その後供用になるわけですが、その後の利用状況につきまして担当課の方と相談いたしまして、なくとも間に合うというふうなことにな

るかどうかわかりませんが、そういった状況を見据えまして検討してまいりたいと思います。

佐藤 清議長 商工観光課長。

小松仁一商工観光課長 委託料の内容でございますが、主なものは清掃業務委託料、警備業務委託料、あと4階にありますシルバー人材センターへの委託料などが主なものでございます。

主な清掃業務の委託料については1,540万5,285円、警備業務については395万4,300円、それからエレベーターなどの保守点検がございますけれども、それが514万5,000円、シルバー人材センターの4階に対する管理業務委託料ですが、これについては375万円、主なものはそういうものでございます。

佐藤 清議長 地域振興課長。

尾形清一地域振興課長 市の債権であります税金については、民事再生法の適用を受けた段階では優先して納めるということでありまして、その都度、納期限内に全部完納になっております。

佐藤 清議長 議員に申し上げますけれども、決算の細部にかかわる質問は、後日開催される決算特別委員会での質疑へ、御協力をお願いします。川越議員。

川越孝男議員 一つは地総債の関係でお尋ねをしたいと思います。

平成12年度のこの決算で寒河江市での地総債関係、何件あって、そして地域総合整備債を借りる際には金融機関の保証が必要なわけでありまして、この保証はそれぞれどこの金融機関がなされているのかということをお聞かせをいただきたいと思います。

というのは、県がこのたびの中国パールの倒産、民事再生法をめぐって県が融資していた20億円の金が回収不能になったことは皆さん御承知のとおりですし、そのときには保証をしておいた三和銀行が17億円相当を県の方に肩がわりで納めたというふうなこともあったわけでありまして、こういう経済情勢の中で寒河江市の地総債はそれぞれどこの金融機関が保証しているのかということ、それぞれの関係でお聞かせをいただきたいというのが一つです。

それからもう一つですが、ページ申し上げます。主な施策の成果に関する説明書の4ページ、それからあわせて監査委員の意見書の46ページ、あわせてごらんいただきたいわけでありまして、平成12年度の決算の結果は実質収支で5億8,841万2,000円であって、それから翌年度に繰り越すべき財源を差し引いての単年度収支で8,201万円の黒字決算というふうに記載しているわけでありまして、しかし、4ページの資料をごらんになっていただきますとわかりますように、単年度収支では8,200万円の黒字になっているわけでありまして、積立金の取り崩しが35億円あるわけでありまして、そして、積立金が30万4,000円、繰上償還2億1,900万円あるわけでありまして、その単年度実質収支が4,861万円の減なんです。そして過去、確かにその前、ここに載っていない平成7年度には赤字になったときがあるわけでありまして、平成12年度は取り崩しや積み立て、あるいは有利な基金の運用というようなことで繰上償還などがされたわけでありまして、それを実質的に見ますというと、4,800万円の赤字になっているんです。黒字黒字というふうに言っていますけれども、その辺についてのやはり監査委員の見解というのはあってしかりなのではないかなという気がするんです。したがって、その辺についての考え方と2点お聞かせをいただきたいと思います。

あとその他については決算の中でさまざまありますので、問題点もあるようですので決算特別委員会の方でお尋ねをしたいと思いますので、それぞれ関係の課長並びに担当者においては、資料がないのでお答えできませんということにならないように準備万端の要請をしておきたいと思っております。

佐藤 清議長 財政課長。

宇野健雄財政課長 地総債のことでお尋ねがございましたけれども、市が市債を起こす段階において格別保証人とかそういったものは必要ではございません。

佐藤 清議長 地域振興課長。

尾形清一地域振興課長 ただいま財政課長からありましたのは、市で起こす場合は必要ないということでありまし

て、市の方で民間に貸付金を融資する段階においては金融機関から保証をしていただいております。

それで、地域総合整備資金の貸付金については現在3件ありまして、チェリーランドの本体とサービスエリアとホテルシンフォニーの3件であります。それぞれ3件とも山形銀行から保証をいただいております。

佐藤 清議長 安孫子監査委員。

安孫子雅美監査委員 監査委員の見解というお尋ねでございますけれども、確かにこちらの表を見ますとそういうことで というのが入っておりますけれども、こういう黒字決算ということについての見方というか、約束事、こういう場合は黒字決算になりますという約束事の中でのこういう表現になっておりますので、確かにその辺は非常に厳しい財政状況という意味では私も意見書の中の、もっと先の方に書いてありますので、そういう細かなコメントというか、そういうものについては書かなかったんですけれども、そういうふうなことで黒字決算という表現につきましては、そういう約束事の中での表現だというふうに御理解いただきたいと思っております。

佐藤 清議長 川越議員。

川越孝男議員 それぞれ御答弁いただいたわけでありまして、監査委員の関係については単年度で見ればそうです。実質単年度というふうに見た場合には赤字になっているんだということをやはりきちんととらえておかないということ、私ども市民の前で明らかにする場合に、平成12年度の単年度で見て実質的には赤字だったんだ、基金を取り崩しをしたりして積み立てを少なくしたからなんとか赤字が黒字になったんだということをきちんとしておく必要があるのではないかとということで申し上げたところであります。

あと、地総債の関係でありますけれども、それぞれ山形銀行から保証していただいているということのようですが、それではその3件、寒河江市が融資を受けている先、もちろんあと貸付をしたのは先ほどの三つに対してであって、金融機関の保証は山形銀行からいただいているそうですけれども、寒河江市が融資を受けた、金を借りた方の先はどこですか。

私は山形銀行から借りているというふうに承知をしています。山形銀行からお借りをして、そしてチェリーランドならチェリーランドに貸すと。そうした場合には県は融資を受けた金融機関ではなくて別の金融機関が保証人になるんです。山形銀行から借りて、そしてチェリーランドに貸して、その金を山形銀行が保証しているということになると、もしだめになった場合にこの金を要らないというふうに寒河江市に融資をした金融機関が、単純に言うとなるわけでありまして、ところが、寒河江市が山形銀行との間にチェリーランドの際に5億円の債務負担行為というのが別な形であったわけです。そして、それが5年間で終わるものがずっと3回継続してきているというふうなこととの関連は、そういうふうなことになっているために債務負担行為を市が背負わなければならないというふうになっているのではないかと、というふうに心配される方があるわけでありまして。

したがって、地総債の本来のあり方として、私は県のような姿がいいのではないかと、というふうに思うんです。金を借りたところとそれを保証する金融機関というのはまた別にある。寒河江市が銀行から借りて企業に出すというふうなことで、その辺についての……

佐藤 清議長 質問は要領よくお願いします。

川越孝男議員 この点についての見解をお聞かせください。少し説明しないとその部分がわからないかなというふうに思ったので申し上げたところであります。少し長くなりましたけれども、見解をお聞かせをいただきたいと思っております。

佐藤 清議長 財政課長。

宇野健雄財政課長 お答えします。

地総債の貸し付けをするに当たって、市の方で起債を起こしたのは去年やそこらではなくてかなり前になると思いますが、そのことまでについてここでどこの金融機関かとは、資料がないので申し上げられませんが、もしあれでしたら決算特別委員会の方で出したいと思っております。

佐藤 清議長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第4号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第5号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第6号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第7号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第8号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第9号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第10号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第11号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第68号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第69号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第70号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第71号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第72号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第73号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第74号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第75号に対する質疑はありませんか。川越議員。

川越孝男議員 この関係について内容の云々というよりも、これは労使の関係する部分もあろうというふうに思うわけでありましてけれども、労使の合意はなされているのかどうかだけお聞かせをいただきたいと思います。

佐藤 清議長 庶務課長。

兼子昭一庶務課長 お答えいたします。

組合の方にはお話は通してあります。

佐藤 清議長 川越議員。

川越孝男議員 労使の合意は話になっているだけで、調印はまだされていないということですか。

佐藤 清議長 庶務課長。

兼子昭一庶務課長 この関係につきましては、例年合意とか何かそういうふうなことではなくて進めております。

以上です。

佐藤 清議長 議第76号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第77号に対する質疑はありませんか。川越議員。

川越孝男議員 この14条の2項、毎分給湯量1リットルにつき月額1,166円というふうになっているわけでありまして、この根拠を示していただきたいと思えます。

佐藤 清議長 財政課長。

宇野健雄財政課長 14条第2項につきましては、温泉の使用料として毎分、給湯1リットルにつき月額1,166円をいただくというふうなことでございますけれども、これにつきましては使用料というような形で年間のお湯のくみ上げ料にどのくらいの経費がかかるかと。その経費から1立米のお湯の値段を27円という形に設定しまして、それから毎分1リットル給湯しますと月額で1,166円という形になるというふうな考え方でございます。

佐藤 清議長 川越議員。

川越孝男議員 それでは、単価がリットル当たり27円になると。私もこれを逆算して計算してみたんです。そうしますとそういうふうな形になるんですが、原価がどれだけどうかかったかというふうなことがわかりませんので、27円になった根拠の数字を資料として出していただきたいと思えます。そうでないとちょっと単価がわかりませんので。例えば市の水道料金だって何だって全部その算出根拠はこうこうこういうふうなわけだというふうなことをしているわけでありまして、今回の条例の中で金額までうたうわけでありまして、この根拠を示していただきたいというふうに思えます。出していただけるかどうかお答えをいただきたいと思えます。

佐藤 清議長 財政課長。

宇野健雄財政課長 では、数字を申し上げます。一つ、年間の維持管理費ですけれども、これの合計が478万6,000円となります。あとあそこの給湯管等の施設整備をしましたけれども、それと減価償却費で1,339万316円となります。計画している揚湯量ですけれども、これが毎分1,000リットルというふうな形にしておりますので、これの年間の揚湯量が52万5,600立方メートルということになります。

これでさらにあそこの施設の利用の形態、それがやはり一般の公の施設の利用の形態と違まして、ごく限られた方々のある程度継続的な使用ということになりますので、その辺の利益を考慮すべきでないかというふうなことの点もありましたので、施設整備の際の市の方でのいろいろな市債とか何かもしているわけですね。そうした場合の金利負担等についてもその中に若干織り込んだというようなことでございます。それらを、先ほどの年間の揚湯量で割っていただきますと、それに消費税等を内税的なものとして込みいたしまして27円という数字が出てくるわけでございます。

佐藤 清議長 川越議員。

川越孝男議員 今、教えていただいたんですが、そうしますとこのたび給湯のために設備投資したものとこれからの維持管理、ずっと給湯を続けるためにかかる経費というように、あと税をプラスしてというようなことですが、温泉そのものの原価というものは今回見られていないというふうなことなのかということが1点です。

それからあと、今回の給湯する太さというか、そこのところの通過するものをチェックする管というものです。そうすけれども、一般的に水道や何かみたいに実質的なメーターというのは温泉の場合には腐食や何かでできないのか、その辺の考え方だけをお聞かせをいただきたいと思えます。

三つ目は、今回は全体で1,000というふうなことのようすけれども、これはそれぞれの申し込んだところの分湯計画というのはないという、全体の計画のバランスが崩れるようでもだめだというふうに思えますので、今現在、あそこの土地を分譲した、あるいは取得したそれぞれの企業が分湯申し込みといいますが、市の方にお湯を欲しいという、申し出に基づく計画を教えてくださいというふうに思えます。

佐藤 清議長 財政課長。

宇野健雄財政課長 先ほどの使用料の方に源泉の方の取得の方の費用等については考慮しておりません。

あと、メーター等ですけれども、温泉を給湯するというようなことで、やはりメーター等の損耗も激しいということもございます。あと、温泉というようなことで昼夜不断にずっと給湯しっ放しというようなこともございますので、今回はメーターというふうなシステムではなくて、中にございますが定流量弁というような形で、マックス幾ら流れるという形で一定の状態ですべて流れるような、そういうふうな弁の設置という形にしております。

あと、1,000リットルにつきましては、以前に揚湯試験した後に県の方の前の温泉審議会、現在は環境保護審議会とかそちらの方の名称になっていると思いますけれども、そちらの方の審議会で審議いただいて、1,000リットルの揚湯については許可を得ているものでございます。ただ具体的にあそこで今、建築の姿が見えるのは1社だけですので、その1,000リットルの中でのることになるわけですけれども、現在はまだ具体的に近々給湯になるのはその1社だけかと思えます。

佐藤 清議長 内藤議員。

内藤 明議員 給湯区域の関係でお尋ねをしますが、民活エリアについてはわかるんですが、最上川ふるさと総合公園、あるいは東北横断自動車道酒田線の寒河江サービスエリアというふうになってはいますが、現在、何か計画をされているものがあるのかどうか教えていただきたいというふうに思います。

佐藤 清議長 地域振興課長。

尾形清一地域振興課長 サービスエリアの方では現段階では計画はありません。

それからあと、最上川ふるさと総合公園につきましては、当初の施設の中で活用したいということがありましたので、先ほどの1,000リットルの中で一応予定はしております。現在の段階ではまだ施設の中にお湯を引くというところは、そういう計画は組まれてはおりません。

それで、民活エリアと総合公園の中で今後の施設等で、先ほどの1,000リットルの中でということと予定をしております。現段階では最上川ふるさと総合公園とサービスエリアのところではまだ使用したいというところは来ておりません。

佐藤 清議長 ほかにございせんか。伊藤 諭議員。

伊藤 諭議員 17条の温泉使用料の減免規定がございせんが、特別の理由があると認めるときは温泉使用料を減免することができる、こういう条文でありますけれども、具体的にどういうことを想定をしてこういう減免規定を設けられているのか、お尋ねをしたいというふうに思います。

それと、今、内藤議員からもありましたけれども、給湯区域、計画がないのにこういう給湯区域を定めるというのはいかなものかなと。今は具体的な計画がなくても、将来こういうことも必要なのではないかとこの構想がどこかにあるのではないかと。何もなくてこういうものを別表という格好で条例で定めるということは問題があるのではないかとこのように思いますが、この辺について再度お尋ねします。

佐藤 清議長 財政課長。

宇野健雄財政課長 17条につきましては、各号列記というような形で挙げることはできませんでしたがけれども、この後いろいろな減免にしたほうがよいのではないかとこのように出てきた場合に、対応できるようにということと、条例の一つのスタイルとして一応こういう形で減免についても規定したものでございます。

あと、民活エリアの関係につきましては、当然市の方でそこに進出したいというふうなことで希望があった方々に分譲しているわけですので、当然そういったそこに進出するということで、営業したいというような計画も当然お持ちでしょうから、当然にして当初の計画の段階でもそういった配湯計画をしないと、後で足りなくなるというふうなことにもなりますので、そういった当初の計画に沿った形での今回のそういった配湯計画になったものでございます。

佐藤 清議長 伊藤議員。

伊藤 諭議員 どうも明確でないんですが、やはり条例できちんと定めるということは、何らかの根拠や目的があ

って定めるのではないかと思うんです。何もなくて将来こういうことがあるのではないかという単なる思い込みで定めるものではないというふうに思うんです。

この減免規定にしても、想定をされるものがあるからそういうものをつくっていくというのが条例をつくる基本的な考え方なのではないかと思うんですが、例えば最上川ふるさと総合公園の中にたしか前の計画では歩くプールというか、ひざまで入って歩けるようなプールをつくりたいという、温泉を利用して、そんな話もあったというふうに記憶しておりますが、そういった県の施設については減免をしていくとか、そういうものが頭の中にあるとか、そういうものを想定しているとか、そういうものが具体的に想定をしてこういう条文というのはつくるのではないかと私は思うんです。何か出てくるのではないかなんていうことで、何か出てきたときに市長の一方的な権限でやられると、こういうことではいかがなものかというふうに私は思いますので、その辺はきちんと整理をしながら、構想があればお答えをいただきたいというふうに思います。

給湯区域の関係についても、そういうエリアがあるからそうした中に入っている業者が将来計画をするのではないかと、こういう行政側だけの思い込みでこういうことをやっているのではないというふうに思うんです。何かそういう話があって、将来こういうこともするんだと、こういうことがあってこういう区域に含めているのではないかとと思うんですが、そうした率直な将来の構想でもいいと思うんですが、そういうものを率直に、実はこういう話もある。こういうことでこの区域も入れているんだ、こういう率直な説明があってもいいのではないかというふうに思いますので……

佐藤 清議長 質問は要領よくお願い申し上げます。

伊藤 諭議員 答弁が要領悪いものだから、答弁しやすいように質問しているつもりです。

以上です。

佐藤 清議長 財政課長。

宇野健雄財政課長 先ほど申し上げたとおりでございますけれども、県であれ国であれ、その他自治体のそういった施設に対する使用料等については、減免とかということは基本的には考えておりません。それはもらうというスタンスでございます。ただ進出した業者の方々が自然災害とか、何かそういった避けられない事由によってどうしてもこれは減免した方がいいのではないかというふうなことが出てきた場合に、即対応できるようにといった形で、一つの条例のスタイルとしてここに一応載せたというふうなことでございます。

佐藤 清議長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第78号に対する質疑はありませんか。川越議員。

川越孝男議員 これは条例を検討する上でどういうものにつくられるのか、図面を出していただきたいというふうに思うんです。そうするとこういう場合はこうこうというふうないろいろ、それこそさまざまなことを想定して条例をつくらなければならないわけですので、どういう形にできるのか図面を、今建設されている自由通路の図面を提出いただきたい。このことをお願いいたします。まずお答えを。

佐藤 清議長 それは要望しているんですか。

質疑に切りかえてください。

都市計画課長。

片桐久志都市計画課長 12年度の議会の中で詳細設計とか、それからJRの方に工事を委託する際にも協定書を結んだ経過などもございます。その際に配置図的なものはお示しておいたのではないかとというふうに思っておりますけれども、その配置図で了解していただけるというふうなことにはいかないものでしょうか。

佐藤 清議長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第79号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第80号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第5号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

陳情第2号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

予算特別委員会設置

佐藤 清議長 日程第37、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第68号については、議長を除く23人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第68号については議長を除く23人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

決算特別委員会設置

佐藤 清議長 日程第38、決算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

認第3号から認第11号までの9案件については、議長及び議員のうちから選任する監査委員を除く22人を委員に選任して構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思ます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、認第3号から認第11号までの9案件については、議長及び議員のうちから選任する監査委員を除く22人を委員に選任して構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

委員会付託

佐藤 清議長 日程第39、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおりそれぞれの所管の委員会に付託いたします。

委 員 会	付 託 案 件
総務委員会	議第75号、議第76号 議第77号
文教経済委員会	請願第5号
厚生委員会	議第71号、議第72号 議第73号、議第78号 陳情第2号
建設委員会	議第69号、議第70号 議第74号、議第79号 議第80号
予算特別委員会	議第68号
決算特別委員会	認第3号、認第4号、認 第5号、認第6号、認第 7号、認第8号、認第9 号、認第10号、認第1 1号

散 会 午前11時24分

佐藤 清議長 本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。